

令和6年度 事業報告

社会福祉法人アンドーラ

法人本部

1、運営概要

平成25年4月の法律改正により、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（障害者総合支援法）が施行されました。社会的障壁を除き共生社会の実現、社会参加の機会の確保が基本理念とされています。また、社会福祉法人制度改革も実施され、法人組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取り組みなどを推し進めることとしています。

令和6年度においては、法人組織強化のため職場内での様々な研修会を実施するとともに、他団体主催の研修会なども参加することができました。すでに義務化されている「虐待防止や権利擁護」に関する研修会、様々な自然災害や感染症の蔓延防止対策など施設の継続的な運営が行えるよう「業務継続計画の策定と訓練」等を実施しています。

また、法人として各種法令等を遵守し責任ある運営が行えるよう法令遵守規程も策定しています。今後も定期的な研修等を実施し、様々なリスクにも対応できるような組織運営を継続することとしています。

施設においては、多機能型の事業体系で運営を行っております。引き続き利用者様のニーズの把握や必要とするサービスの提供が行えるよう努めており、相談支援事業にも重点を置き、すべての障がい者に合ったケアができるよう取り組みを進めています。

今後の課題として、新規利用者様の受け入れや、利用者平均工賃の向上の取り組みとして、新規取引先の開拓などが必要となっています。

利用者様や職員の健康管理として、予防接種の施設内での実施や定期的な健診なども継続して行うとともに、働きやすい職場環境作りなども行い職員の職場定着の取り組みも検討課題となっています。

2、重点目標

施設の適正な運営、管理

法人、施設の財産管理

3、年間計画

理事会、定時評議員会の開催

6月 理事会、定時評議員会（事業報告、決算報告、役員の選任など）

12月 補正予算

3月 事業計画、当初予算

4、研修への参加

社会福祉施設経営者協議会研修会、苦情解決、運営適正化委員会研修会など

グッドジョブセンター(G J C)かのん

就労継続支援B型事業

1、運営概要

グッドジョブセンターかのんは、就労継続支援B型事業（定員 26 人）と地域生活支援事業（日中一時支援事業）を展開した。

令和 6 年度の運営方針において、利用者の希望や特性に応じて作業種を増やすことにしていたが、新たに施設外就労として、なるとあぐりからつるまきや袋詰めなどの農作業、北島こどもクリニックからは清掃作業を請け負った。また、刺繍などの自主生産活動に参加する利用者が増え、さまざまな作業や活動を通して、利用者が社会人として、地域社会の中で営むことができた。

2、重点目標

（1）利用者援助

利用者の「やりたい」や「がんばりたい」を引き出すことを目標にしていたが、施設外就労先や委託作業種が増えたことで、「やってみたい」や「行きたい」が「できるようになった」や「作業日数を増やした」に転じるなど、利用者の作業意欲も向上した。

作業だけでなく、休憩時間の過ごし方においては、体を動かすテレビゲームをしたり、タブレットを視聴するなどの楽しみが増え、作業と休憩時間のメリハリがつくようになった。

（2）職員の資質の向上

多様化する福祉ニーズや利用者個々のニーズや特性に応じたサービスの質の向上を目指して施設内外の研修会に参加し、職員の資質の向上と人材育成に努めた。

利用者の人権擁護及び虐待防止・身体拘束防止に向けて、定期的に「虐待防止委員会」「身体拘束等適正化委員会」を開催するとともに、全職員対象に人権擁護・虐待防止に関する研修を行い、職員の虐待防止意識や知識の習得に向けて取り組んだ。

研 修 施 設 外	新任職員研修	クレーム対応力強化セミナー
	対人援助職のための接遇研修	メンタルヘルスセミナー
研 修 施 設 内	新規採用職員研修	
	法令順守、倫理綱領、報酬改定について	
	B C P（自然災害編）について（研修及び訓練）	
	四国大学教諭による利用者援助の研修	
	感染症予防について（研修及び訓練）	
	虐待防止・権利擁護研修	

グッドジョブセンター（G J C）かのん

生活介護事業

1、運営概要

グッドジョブセンター（G J C）かのんでは、生活介護事業（定員 24 人）と地域生活支援事業（日中一時支援事業）を展開した。

利用者が自立した日常生活、社会生活が送ることができるよう、必要な介護、創作活動、生産活動の機会の提供を適切かつ効果的に行った。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に取り組むとともに施設内外で様々な行事の体験や多くの地域の資源を利用することで、地域との結びつきを意識して、地域や関係機関との連携を図った。

2、重点目標

（1）利用者援助

利用者、保護者のニーズや利用者個々の状態、特性を把握し、本人に合った支援方法を検討し、利用者それぞれが穏やかな気持ちで安心して過ごせるような環境設定や活動内容をふまえた支援に努めた。また、身体機能や運動機能、認知機能に低下が見られる利用者に対しては、移動や食事、トイレなどの場面で介助支援を行い、安全面の配慮に向けた生活・作業環境の改善、手厚い職員配置に努め、利用者への支援の内容や質の向上に取り組んだ。

（2）職員の資質の向上

利用者一人ひとりに合った支援を行うために、必要な情報の収集や技術の習得に努め、実践に活かしていけるようにするため、職員間の意見交換や勉強会の実施、各種専門機関が実施する研修会に積極的に参加した。

利用者の人権擁護及び虐待防止・身体拘束防止に向けて、定期的に「虐待防止委員会」「身体拘束等適正化委員会」を開催するとともに、全職員対象に人権擁護・虐待防止に関する研修を行い、職員の虐待防止意識や知識の習得に向けて取り組んだ。

（3）保護者との連携

保護者と施設の協力体制を築くため、定期的に保護者役員会・保護者会を開催し、保護者と施設と連携を図るとともに、平時から連絡帳や個別支援計画作成時、モニタリング時、施設行事の機会等を通じて、情報共有及び意思疎通を図り、より充実した利用者支援に努めた。

福祉ホームありの実

1、運 営 概 要

福祉ホームありの実は、地域生活支援事業（福祉ホーム）と短期入所事業（定員2名）を展開した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に沿って、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、将来の地域での生活を想定し、利用者一人ひとりの生き方、希望を尊重しながら、生活全般の支援を行った。

2、重 点 目 標

(1) 生活支援

仕事または活動を継続していくためには生活支援、生活環境を整えることは不可欠である。

「基本的生活習慣の確立、維持」、「食事」、「自室管理」、「体調管理」、「金銭管理」、「就労支援」等、利用者によって必要な支援は様々であり、本人の考え、生活スタイルを最大限尊重し、社会通念に照らし合わせながら、支援を行った。

(2) 食事

バランスの良い食事を提供して健康を保持し、食生活を充実させるため、委託業者から平日の夕食を提供している。

炊飯は当番制で行い、盛り付けは管理人の支援の元、行われた。休日は自由食としており、自ら準備していただいている。

(3) 自室管理

規則正しい生活を送る上で、生活環境を整えることも重要であり、自治会を通して、自室管理を適正に行うよう呼び掛けを行っている。

特に災害時を想定すると、自室の避難経路の確保は不可欠である。フードバンクより提供されている保存食を初めとした生活必需品を適切に保管、活用し、整理整頓の重要性をお伝えしている。また、利用者より必要とされた際は、整理整頓等の助言を行っている。

(4) 体調管理

管理人により、定期的に体調の確認が行われている。体調不良の訴えがあった際は、夜間の通院支援等、必要な対応を行っている。

(6) 自治会組織

ありの実での生活の充実、集団生活を円滑に送るためのルール作り等を目的として、年間予定表に沿って、自治会を開催した。

娯楽室の使用開始時間、食事時間、ゴミ処理等について、話し合いを行っている。

グッドジョブセンター（G J C）かのん

相談支援事業

1、運 営 概 要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）の理念に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや様々な地域の資源を組み合わせ利用できる総合的な支援計画案の立案、実施することにより、障がい者の方が望まれている生活の実現を図ってきた。

2、重 点 目 標

(1) 利用者支援

・生活支援

障がい者が望む理想の生活を実現するために必要な生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動、短期入所やグループホーム（利用体験）、居宅介護等のサービスを利用し、障がい者及び障がい児の方がグッドジョブセンター（G J C）かのんや地域のネットワークによって支えられ、充実した生活が可能となることを目指した。

生活習慣、金銭管理等の支援が必要とされる方については、家庭状況の把握、本人、家族のニーズの聴き取りを行い、かのん職員や関係事業所からの意見を踏まえて、適切な支援の提供に努めた。

地域の利用者については、生活、余暇の充実を図るために、居宅介護、移動支援等の福祉サービス導入、年金、医療費等の諸制度の説明を行った。

相談支援業務では、家族の支援が十分ではない利用者は年々増えている傾向にあり、介護給付、訓練等給付等の障がい福祉サービスを中心としながら、日々の生活習慣の改善、将来の見通しを持つことができる支援が今後も必要とされている。

グッドジョブセンター（GJC）かのん北島

就労継続支援（B型）事業

1、運営概要

グッドジョブセンター（GJC）かのん北島は、就労継続支援B型事業（定員14名）と地域生活支援事業（日中一時支援事業）を展開した。

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、利用者一人ひとりの個性の理解に努め、「働く」ことを基本とし、利用者に対して主に委託作業や施設外就労など就労の機会の提供及びフォト、機織り、陶芸、刺繍等の生産活動の機会やその他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供するとともに、利用者の作業スキルや生活スキルの向上を図り、利用者の社会参加や自己実現に向けた支援を行い、利用者が「笑顔」で「安心」して毎日通所できる事業所作りに取り組んだ。

2、重点目標

(1)利用者支援

利用者、保護者のニーズやストレングスに応じた個別支援計画を作成し、達成目標に向けて職員間で情報共有を行い統一した支援を行った。また、適時個別面談により定期的（6ヶ月ごと）にモニタリングや振り返りを行い、個々の自立や自己実現に向けた支援を行った。

(2)職員の資質の向上

利用者それぞれの障がい特性を理解し、利用者一人一人に合った支援を行うために必要な情報の収集や技術の習得に努め、実践に活かしていけるよう施設内外での研修を実施し、自己研鑽と職員の資質向上に努めた。

法人の倫理綱領・行動規範等に照らし合わせて、利用者のプライバシーの保護と身体拘束や虐待防止の認識を深め人権を尊重した適切なサービスが提供できるよう資質の向上に努めた。また、自然災害や感染症等が発生した際の早急な復旧や対応が出来るよう職員全体でBCP（業務継続計画）についての研修を実施し、意識付けを行った。

(3)保護者との連携

保護者と施設の協力体制を築くため、定期的に保護者役員会・保護者会を開催し、保護者と施設と連携を図るとともに、平時から連絡帳や個別支援計画作成時、モニタリング時、施設行事の機会等を通じて、情報共有及び意思疎通を図り、より充実した利用者支援に努めた。